

避難所の開設・食品の給与・飲料水の供給等

災害発生直後の避難生活の拠点として、自治体が避難所を開設します。また、災害により流通に支障が生じ、食料や飲料水が購入できない、自宅で調理ができない、自宅の水道水が出ないなどの場合、避難所において NPO 等による炊き出しや食料の給与、給水車による飲料水の供給等を実施します。



- 在宅、車中泊等で避難生活を送られている方も、避難所で配布する物資（食料、飲料水、ミルク、おむつ、生理用品など）や簡易な日用品（タオル、歯ブラシ、石鹸など）、[住まい]や[生活]に関する情報・相談、救護所がある場合は医療サービスなどの提供を受けることができます。
- 高齢者や障害をお持ちの方など避難生活に配慮が必要な方は、避難生活上の支援など福祉サービスの提供を受けることができます。また、福祉避難所や一般避難所内の要配慮者スペースなども利用できます。（配慮が必要な方以外は、原則として、福祉避難所の利用はご遠慮ください。）
- 各自治体において、ホテル・旅館や研修所等も避難所として利用できる場合があります。
- 飲料水については、備蓄物資の提供のほか、給水車が避難所等で水を配りますので配布時間をご確認ください。（給水袋も用意しておりますが、数に限りがありますので、使い終わった給水袋は再利用にご協力ください。）
- 詳細は自治体のホームページをご確認いただくか、最寄りの避難所におたずねください。



留意事項

- ◎災害やその避難生活において、床に直接寝るような環境での寝泊まりが続くことにより、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）や、ほこり等を吸い込むことによる健康被害を引き起こす可能性があります。
- ◎そのような生活環境による健康被害等を防止するため、避難所には、段ボールベッド等の簡易ベッドや、プライバシーを確保できるようパーティション（間仕切り）等も用意しています。
- ◎普段の生活と違うと考えずに、みんなの健康のためにご協力をお願いします。

被災住宅の緊急修理（ブルーシートの展張など）

自宅の屋根、外壁、建具（ドア、窓）などが損傷し、そのまま放置してしまうと、風雨の浸入などにより被害が拡大するおそれがある場合、自治体から緊急的な修理の救助が受けられるものです。

対象者

自宅が損傷を受け、被害拡大を防ぐ必要がある世帯
※申込時に自治体職員が「準半壊」以上に相当する被害であることを確認しますので、損傷箇所の写真をご提示ください。

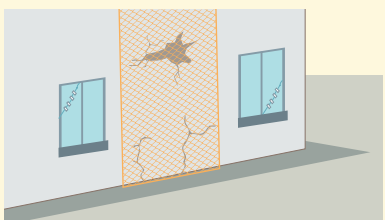
修理の期間

できるだけ速やかに実施するものとし、原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了

制度の対象となる修理

損傷を受けた屋根、外壁、建具などへのブルーシートの展張やベニヤ板などによる簡易補修（風雨の浸入などの防止）

アパートやマンションなどの損傷した外壁（タイルやモルタルなど）の落下防止ネットの展張（歩道の安全確保による 2 次被害の防止）



費用の限度額

修理のため支出できる費用が決められておりますので、自治体にご確認ください。
なお、限度額を超える工事費用については、自己負担となります。

申込手続

- ①修理業者に依頼する場合
自治体が修理業者と契約して修理を行う仕組みとなります（被災者に現金を支給するものではありません）ので、修理業者に作成してもらった見積書を自治体の窓口で提出して申込をしてください。
- ②修理業者に依頼しない場合（DIY など）
自治体の窓口でブルーシート、ビニールハウスロープ、土のう袋などの資材を受け取ってください。
※ 1 人での作業は危険を伴いますので、ヘルメットや墜落制止用器具を装着し、高所作業の経験者とともに 2 人以上で作業するようにご注意ください。

留意事項

- ◎住家以外の建物は対象外です（物置、倉庫、車庫など）。
- ◎被害状況を踏まえて、自治体職員が制度利用の可否を判断しますので、現場の状況が把握できる写真を撮影し、申込時に窓口で提出（又は提示）してください。

被災されたみなさまへ

災害時の

「住まい」と「生活」の 再建に向けて

このリーフレットでは、災害で被災した方々が受けられる様々な支援制度をご案内しています。
災害の規模や被害の程度によって、受けられる支援制度は異なりますので、ご利用の際は、自治体にお問い合わせの上、詳細をご確認ください。



内閣府（防災担当）

令和8年6月作成



各種手続に必要な「り災証明書」

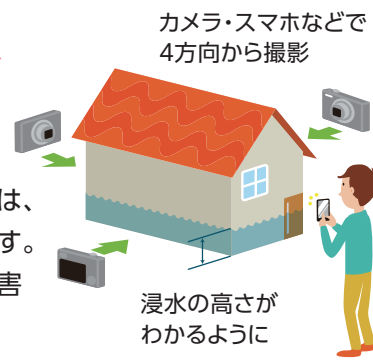
「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

留意事項

**カメラでもスマホでも結構です。
被災した自宅の状況を
写真で撮影してください。**

※修理や片付けをしましてからでは、正確な調査が困難となってしまいます。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください!



都道府県・市町村の問い合わせ先

被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

自宅が一定の被害を受けた世帯に対して、日常生活に必要な不可欠な部分の応急的な修理を行うことにより、引き続き元の住宅で日常生活を営むことができるようにするものです。

対象者

自宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）又は準半壊の被害を受けた世帯

修理の期間

原則として、災害発生の日から 3 か月以内に完了

修理の対象部位

居室、炊事場、便所など日常生活に必要欠くことのできない部分に限られます。

次に掲げる緊急性の高い部位から優先して修理するようにしてください。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎など
- ②ドア、窓などの開口部
- ③上下水道、電気、ガスなどの配管、配線
- ④便器、浴槽などの衛生設備

費用の限度額

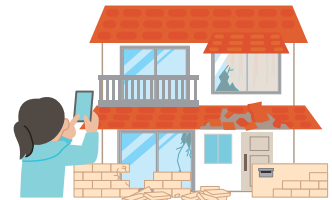
自宅の被害の程度に応じ、修理のため支出できる費用の上限額が異なりますので、自治体にご確認ください。
なお、限度額を超える工事費用については、自己負担となります。

申込手続

申込手続には、申込書のほかに、修理業者に作成してもらった見積書、り災証明書（写し）などが必要になる場合がありますので、自治体にご確認ください。

留意事項

- ◎被害状況を踏まえて、自治体職員が制度利用の可否を判断しますので、現場の状況が把握できる写真を撮影し、申込時に窓口で提出（又は提示）してください。
- 【撮影のポイント】
片付けをする前に建物の外部と内部の写真をそれぞれ撮影してください。
・外部 周囲すべての面（4 方向）の引きの写真（建物全景の写真）を撮影する（浸水したときは、その高さ（水位）が分かるように寄りの写真も撮影する）。
・内部 被災した部屋ごとの室内全景、破損した箇所の寄りの写真、浸水時にはその高さが分かるように寄りの写真を撮影する。
- ◎半壊以上の被災住宅で応急修理に申し込んだものの、修理に要する期間が 1 か月を超える場合には、工事が完了するまで応急仮設住宅に入居することが可能です（6 か月以内が原則です）。



応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、災害により住まいを失った方で、自らの資力では住宅を確保できない場合に、応急的に提供されるものです。

【応急仮設住宅の種類】

- ・建設型：プレハブ型、木造型、ムービングハウス、トレーラーハウスなど
- ・賃貸型：民間賃貸住宅（自治体が借上げ、提供）



対象者

- ①自宅が全壊、全焼又は流出などの被害を受けた世帯
- ②地滑りによる避難指示を受けているなど、長期にわたり自宅に居住できない世帯
- ③自宅が半壊、中規模半壊、大規模半壊の被害を受け、住宅として利用ができない世帯

【③の具体例】

- ㊦地震被害の損壊により取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自宅に居住できない世帯
- ㊦水害により流入した土砂や流木など（耐え難い悪臭などを含む）により住宅としての利用ができない世帯

など

留意事項

- ◎応急仮設住宅の供与期間は、原則 2 年間となりますので、その間に恒久的な住まいの確保を行っていただくことになります。
- ◎高齢の方、障害のある方など配慮が必要な場合は、お申し出ください（病院に近い物件、ペット同居可物件、低層階、バリアフリー住宅などへの入居のご希望がある方）。
- ◎応急仮設住宅とは別に、公営住宅に入居できる場合もありますので、自治体にご確認ください。

【賃貸型応急住宅の場合】

- ◎民間賃貸住宅を自治体が借り上げて、被災者に提供するものです。現金を給付する制度ではなく、被災者、自治体及び物件所有者の三者間で賃貸借契約を締結してから、住宅に入居する制度となります。
- ◎世帯人数に応じて家賃の上限額が異なる場合がありますので、自治体の窓口でご相談の上、物件の検討を行ってください。家賃上限額を超えた物件に入居した場合、制度の対象となりませんのでご注意ください。

障害物の除去

自宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木などで、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去することにより、引き続き元の住宅で住み続けられるようにするものです。

対象者

自宅が半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯

除去の期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了

除去の対象範囲

自宅の居室、台所、玄関、便所などの日常生活上欠くことのできない場所の床上及び床下に堆積した土砂などが対象となります。

費用の限度額

市町村単位で障害物の除去のため支出できる費用の上限額（1 世帯当たりの平均額）が決められておりますので、自治体にご確認ください。

申込手続

自治体が業者と契約して除去を行う制度となります（被災者に現金を支給するものではありません）ので、自治体の窓口で申込に必要な書類を受け取ってください。
申込手続には、申込書のほかに、り災証明書（写し）などが必要になる場合がありますので、自治体にご確認ください。

留意事項

- ◎住家以外の建物は対象外です（物置、倉庫、車庫など）。
- ◎被害状況を踏まえて、自治体職員が制度利用の可否を判断しますので、現場の状況が把握できる写真を撮影し、申込時に窓口で提出（又は提示）してください。
- ◎コミュニティ維持に不可欠な公民館などが被災し、重機による障害物の除去が必要な際には、NPO などの協力により実施できる場合があります。ご要望がある場合は、自治体にご相談ください。

災害に便乗した悪質商法への注意喚起

- ◎被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

- ◎業者の勧誘を受けて不安や疑問を感じたり、契約後にトラブルになった場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン（局番なし 188）にて、日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内しています。）。

生活必需品の給与・貸与

日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を失った方に対して、必要な品物を給与又は貸与するものです。



対象者

自宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などにより、生活上必要な被服、寝具その他日用品などを喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯

対象品目

- ①タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ②洋服上下、子供服などの上着、シャツ、パンツなどの下着
- ③タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
- ④石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品
- ⑤炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥茶碗、皿、箸などの食器
- ⑦マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料などの光熱材料
- ⑧高齢者、障害者などの日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材
- ⑨暑さや寒さによる健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの

など

費用の限度額

自宅の被害の程度、世帯人数及び発災の時期(夏期・冬期)によって支給品の上限額が異なりますので、自治体にご確認ください。

申込手続

自治体の窓口で申込に必要な書類を受け取ってください。
申込手続には、申込書のほかに、り災証明書(写し)、身分証明書などが必要になる場合がありますので、自治体にご確認ください。

留意事項

- ◎一律に給与するものではなく、日常生活に必要なものに限り支給することになります。
- ◎現金給付ではなく、現物を給与又は貸与することになります。

対象とならない品目

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジなど

災害弔慰金、災害障害見舞金

災害弔慰金は、一定の自然災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金を支給する制度です。
災害障害見舞金は、一定の自然災害により重度の障害を受けた方に対し、見舞金を支給する制度です。
※詳細については自治体におたずねください。

【ご家族が亡くなられた場合】

- ◎災害弔慰金
 - 受給遺族:死亡した者の死亡当時における
 - ①配偶者、子、父母、孫、祖父母
 - ②兄弟姉妹上記①の者がいづれもない場合で、かつ、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。
- 支給額:生計維持者が死亡した場合 500万円
その他の者が死亡した場合 250万円

【重度の障害を受けた場合】

- ◎災害障害見舞金
 - 受給者:災害により重度の障害(両眼失明、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
 - 支給額:生計維持者の場合 250万円
その他の者の場合 125万円

災害援護資金の貸付

災害援護資金は、一定の自然災害により被災された方の生活の立て直しのため、資金の貸付を受けることができる制度です。
※詳細については自治体におたずねください。

- 受給者:対象災害により、負債又は住居、家財に被害を受けた者
- 貸付限度額

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円	270万円(350)
②家財の1/3以上の損害	150万円		
③住居の半壊	170万円(250)	350万円	350万円
④住居の全壊	250万円(350)		
⑤住居の全体が滅失若しくは消失	350万円		

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

- 所得制限
世帯人員当たりの市町村民税における前年の総所得金額
・1人(220万円) ・2人(430万円) ・3人(620万円) ・4人(730万円)
・5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
- 貸付利率:年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)
- 据置期間:3年(特別の場合5年)
- 償還期間:10年(据置期間を含む)

学用品の給与

義務教育などの遅滞を防止するため、教育委員会、学校などの協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災した児童や生徒に対して必要な学用品の給与を行うものです。



対象者

被災し、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、大学生などは対象外)

対象品目

- ①教科書、問題集など
- ②文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規など)
- ③通学用品(傘、靴、長靴など)
- ④その他の学用品(運動靴、体育着、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、工作用具、裁縫用具など)

費用の限度額

上記① 授業で使用する教材を給与するための実費となります。
上記②③④ 小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒によって支給品の上限額が異なります。
詳細については自治体や学校にご確認ください。

申込手続

自治体の申込窓口や学校などで申込に必要な書類を受け取ってください。

留意事項

- ◎一律に給与するものではなく、実際に必要なものに限り支給することになります。
- ◎現金給付ではなく、現物を給与することになります。

住宅再建のための災害復興住宅融資



住宅金融支援機構HP

災害復興住宅融資は、住宅金融支援機構が提供する、住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金に対する融資です。地震や大雨等の自然災害で住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を地方公共団体から交付されている方がご利用いただけます。
※被災住宅が既に復旧されている場合、原則として融資をご利用いただけません。

災害復興住宅融資の主な特徴

- ◎全期間固定金利
お申込み時点で融資金利が確定し、借入期間中の返済額を確定できます。
- ◎高齢者向けの多様な再建支援制度
お子さま等の後継者に協力いただいて申し込む「親子リレー返済」や「親孝行ローン」、満60歳以上の方がご利用いただける「高齢者向け返済特例」といった高齢者の住宅再建に係る支援制度もあります。
- ◎融資手数料および保証料は不要

- お申込みいただける方
次の①から④までの全てに当てはまる必要があります。
①災害*により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方(り災証明書は原本提示の上、写しの提出が必要です。)
②ご自身もしくは被災した親等が居住するための住宅
③年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担額)が基準(年収400万円未満:30%以下、年収400万円以上:35%以下)を満たしている方
④日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
*災害とは、自然災害による災害もしくは機構が指定した災害を指します。

- お借入れ条件の概要

	建設資金		購入資金	補修資金
	土地取得あり	土地取得なし		
融資限度額	5,500万円	4,500万円	5,500万円	2,500万円
返済期間	最長35年			
返済方法	元利均等返済 または 元金均等返済			
担保(抵当権)	原則、融資の対象となる建物と敷地に機構のための抵当権を設定していただきます。 ※建設および購入の場合には、第1順位の抵当権の設定が必要です。 ※融資額が500万円以下の場合、抵当権の設定は不要です。			
受付期間	原則、り災日から2年間 ※被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間や応急仮設住宅の供与期間が延長となる場合は、それぞれの最終日の属する月の末日まで延長されます。			
り災証明書(被害の程度)	住宅が「全壊」した旨のり災証明書 ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けている場合は、被災住宅の修理が不能または困難である旨を借入申込書へ記入することにより申し出てください。(一部損壊)等は対象外です。		住宅に被害が生じた旨のり災証明書	

満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例」がご利用いただけます

毎月のお支払いは利息のみで、借入金の元金は申込人(連帯債務者を含む。)全員がお亡くなりになったときに手元金や融資物件の売却代金等により一括してご返済いただく仕組みのため、月々のご負担を低く抑えられます。
※高齢者向け返済特例をご利用される場合は、上記「お借入れ条件の概要」とは条件が異なります。



<お問合せ先> 住宅金融支援機構カスタマーセンター
(災害専用ダイヤル) 0120-086-353(通話無料)
※営業時間 9:00 ~ 17:00(祝日・年末年始を除き、土日とも営業しています。)

被災者の生活再建のための支援金の給付

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給されます。

- 対象となる自然災害:1市町村で10世帯以上全壊した災害等
- 対象となる被災世帯
 - ①全壊世帯
 - ②解体世帯(半壊解体・敷地被害解体)
 - ③長期避難世帯
 - ④大規模半壊世帯
 - ⑤中規模半壊世帯

※詳しくはお住まいの自治体におたずねください。



支援金の支給額 ※世帯人数が一人の場合は各該当欄の金額の3/4の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃貸(公営住宅除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅除く)	25万円	25万円

【申請窓口】 市町村

【申請に必要な書類】

基礎支援金:り災証明書、住民票の写し(※)、預金通帳の写し 等
※支援金支給申請書へマイナンバーを記載することで住民票の写しは添付不要となります。

加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)の写し等



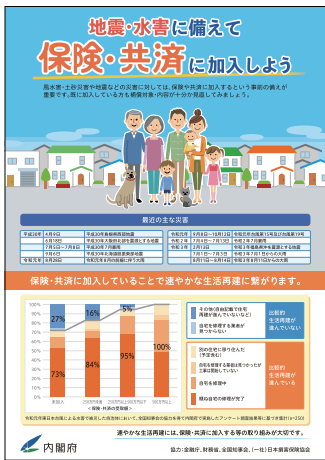
留意事項

- ◎住家の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は市町村の発行するり災証明書に記載があります。
- ◎店舗や空き家等は対象外となります。
- ◎解体世帯は、半壊等の被害を受け、やむを得ない理由で解体に至った場合に申請可能です。
- ◎長期避難世帯の認定は、都道府県が行います。
- ◎「基礎支援金」・「加算支援金」それぞれ、申請期限がありますので、期限内に申請してください。
- 【申請期限】 基礎支援金:災害発生日から13月以内
加算支援金:災害発生日から37月以内

速やかな生活再建のために保険・共済が重要です！

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。
既に加入している方も補償対象・内容が十分に見直してみましょう。

- ◎地震や水害で住家が被災すると、再建費用は大きなものとなり、行政の支援金などでは不足する場合があります。
- ◎保険・共済に加入することで、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。



出典:内閣府防災情報のページ
(<https://www.bousai.go.jp/>)

補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります。

(詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう)

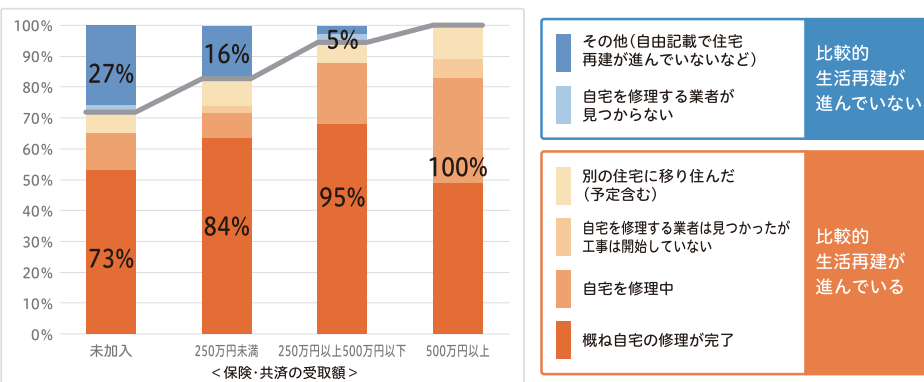
※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体にご確認ください。



例えば、一般的な火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されませんので、それらに備えるためには「地震保険」を付帯する必要があります。また、ご加入の火災保険に「水災補償」が含まれていない場合もあるため、補償される範囲をご確認ください。



保険・共済に加入していることで速やかな生活再建に繋がります。



令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計(n=250)